

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和6年8月27日(火) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 201会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕  
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳  
8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 廣治  
11番 杉本 英昭 12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇  
14番 中井 弘 15番 西川 公昭 17番 濱堀 秀規  
18番 林 博子 19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

欠席委員 7番 海山 貞佳 16番 西川 美鈴

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 2件  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
所有権移転： 1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 10件  
② 使用貸借解約について 1件  
③ 農地であることの証明願について 1件  
④ 徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 1件

事務局長                    それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年8月の農業委員会を始めさせていただきます。はじめに、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長                    <挨拶>

事務局長                    ありがとうございます。  
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。  
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは、進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長                    着座にて議事を進行させていただきます。  
最初に、議事録署名人を選任いたします。  
議事録署名人は、12番 高田委員さん、13番 竹村委員さんをお願いいたします。  
それではこれより、議案に基づき議事の進行をしてまいります。  
『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長                <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2件>  
・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長                    次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員                    9番。申請人は大津町と大麻町で梨と甘藷を栽培している農家です。  
このたび、競売物件を落札したことにより本申請を行うこととなりました。  
申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後については6月の買受適格証明の内容と同様に甘藷を栽培する計画です。  
速やかに除草作業を行い、効率よく耕作をする旨の誓約書も提出されております。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長                    ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

大西会長                    無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

川添委員                    8番。譲受人は水稻や野菜等を30年にわたって栽培していた農家です。  
5月に自宅に隣接する農地を取得しましたが、今回の申請地はその農地の隣地にあたります。許可後は、前回取得した農地と一体的に利用し、自家消費用に野菜を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。  
ご審議、お願いいたします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。  
事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長               <2. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 2件>  
・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長                   次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員                   12番。本申請は里浦町と撫養町にまたがっていますが、代表して里浦地区の私が意見を述べます。  
申請者は甘藷を生産する農家で、申請地は全て甘藷が栽培されています。  
今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

西川公昭委員             15番。吉永地区。申請者は大津町や撫養町で甘藷や梨を生産する農家です。  
今回の申請は大津町の農地について相続税の納税猶予を申請するものです。  
申請地には甘藷と梨が栽培されています。  
今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり承認といたします。

以上で議案第2号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について >  
所有権移転 1件

大西会長 それでは、番号1番について、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。

質問・ご意見はないようですので、採決いたします。  
番号1番について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 それでは番号1番については原案どおり承認といたします。

以上で議案第3号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 4. 報告事項 13件 >  
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 10件  
② 使用貸借解約について 1件  
③ 農地であることの証明願について 1件  
④ 徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 1件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

井上委員 相続について、6ページの3番と4番が同じ人であるのに権利を取得した日が異なっているのはなぜでしょうか。

事務局係長 先に4番の平成13年に持分8分の4を相続しておりましたが、届出をしていなかったため、今回、8分の1を取得したと同時に過去の分も申請を行ったという形となっております。そのため、この方は現在8分の5の持分を持っていることとなります。

大西会長 他にございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございませんか。

竹村委員 事務局にお聞きしたいのですが、先日の萩原の砂利を敷設していた違反転用の件について、処罰等はないのでしょうか。始末書の提出だけで済むのでしょうか。

事務局次長            その件については、先週、所有者が来られて、石を撤去して農地として再度活用するとおっしゃっております。すでに一部撤去し終え、これから耕作地として使用するという報告もいただいております。

大西会長            他にありませんか。

向委員            飲食店を経営している親戚がおり、確認したいことがあります。  
食品衛生法の改正について調べたところ、秋田県のいぶりがっこについて、主に農家の方が製造して販売しておりますが、漬物に関する食品衛生法の改正によって営業許可が必要になっております。そのため、基準を満たすために農家の方が加工場を整備するお金が必要という事で、秋田県では県や市から補助金等が出ていると書いてありました。  
鳴門市においても、農家の方で特産品を加工しており困っている方もいると思われそうですが、そういう場合、鳴門市ではどの課に相談に乗っていただけるのでしょうか。また、鳴門市ではそういった問題は発生していないのでしょうか。

事務局長            質問いただいた内容については、複数課にまたがっております。  
食品衛生法は市産業振興部以外の担当になりますし、法律についても、JAS法等、いろいろな食品表示の関係の法律があります。  
補助金に関しましても、その目的によって変わります。生産者の方が自ら加工する場合や、生産者の方と食品の加工業者が協定や契約をまいて連携して取り組んでいただく場合については6次産業関係の補助金が市農林水産課にもございます。  
市商工政策課の方でも、加工業者の資金の貸し付けの制度や、新規に起業される場合については補助金があります。  
それに加えて、国や県の補助制度もございますので、ご相談いただいた内容によって、その方に応じた補助金を探していくというのが一般的な進め方になります。  
具体的な計画が無ければ、どの担当課であるとは言い切れない話となっております。

向委員            わかりました。

大西会長            他にありますか。  
事務局はありませんか。

無いようでございますので、これもちまして令和6年8月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時28分  
令和6年8月27日

会 長            大西 善郎

議事録署名者    高田 吉敏

議事録署名者    竹村 昇